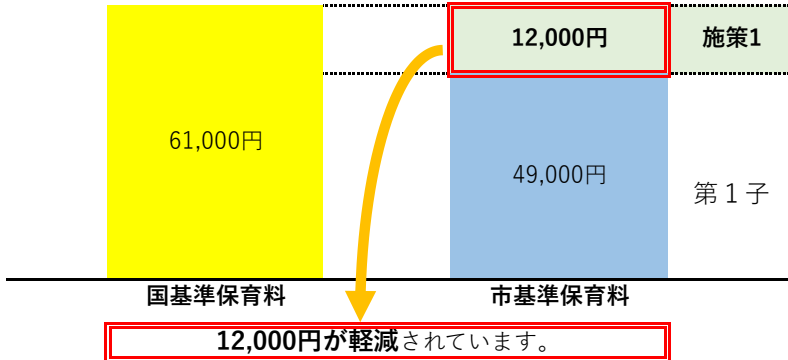


酒田市の保育料の軽減施策

施策1 国の基準額からの軽減

酒田市独自の保育料を設定しています。

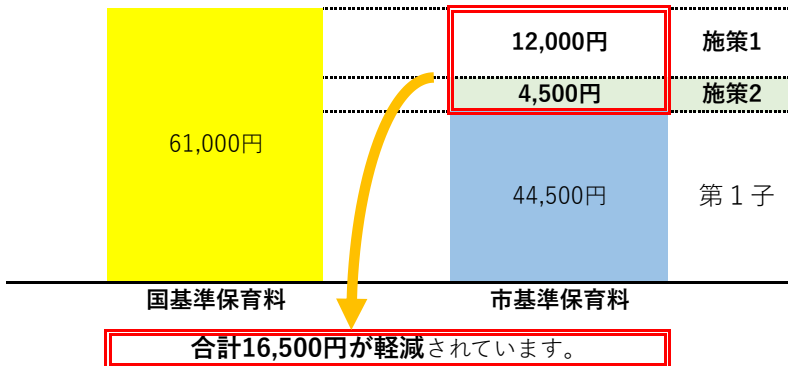
- 例) 市民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満の世帯
(国基準の保育料階層：⑥、酒田市基準の保育料階層：D4、D5)



施策2 保育料の階層を細分化しての軽減

国基準の保育料の階層を酒田市独自に細分化し、負担軽減を図っています。

- 例) 市民税所得割課税額169,000円以上235,000円未満の世帯
(国基準の保育料階層：⑥、酒田市基準の保育料階層：D4)



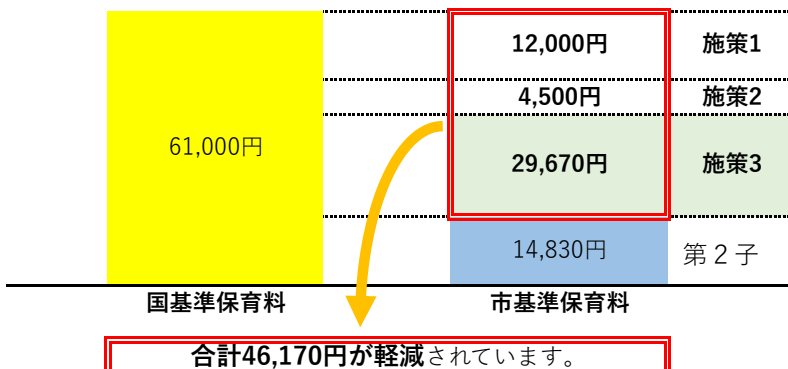
施策3 きょうだいの人数による軽減

国の基準では、未就学児童が保育料を計算する際のきょうだい判定の対象とされていますが、酒田市では、**きょうだい人数の計算をする際の年齢制限がありません。**

更に、**第2子**の場合、国基準の保育料は基準保育料の半額に対し、**酒田市は1/3**となります。

第3子の場合は無料となります (3歳児以上の副食費も同様に無料となります)。

- 例) 市民税所得割課税額169,000円以上235,000円未満の世帯 ※対象児童が第2子であり、第1子が小学生の場合
(国基準の保育料階層：⑥、酒田市基準の保育料階層：D4)



※きょうだい (第1子) が小学校未就学の場合は、国基準の保育料30,500円(61,000円の半額) に対し、15,670円の軽減となります。